

職員の懲戒処分について

令和3年12月22日  
郡山市総務部人事課  
担当：宗方 成利  
TEL：924-2048

本日付で、2件の懲戒処分を実施しました。

1 交通事故（過失による人身事故）

処分内容	戒告	処分年月日	令和3年12月22日
事件概要	<p>令和3年5月7日（金）午前11時頃、20代の職員（女性）が、私用のため市内大槻町北中野地内の市道を軽乗用自動車にて走行中、一時停止標識のある交差点において、一時停止をせずに、徐行しながら交差点に進入したところ、左方向から直進してきた軽乗用自動車と衝突した。</p> <p>この事故により、相手方の運転者及び同乗者に怪我を負わせるとともに、相手方車両に損害を与えた。</p>		

2 交通事故（過失による人身事故）

処分内容	戒告	処分年月日	令和3年12月22日
事件概要	<p>令和3年8月24日（火）午後3時30分頃、40代の職員（男性）が、業務のため市内御前南四丁目地内の市道を公用車（普通乗用自動車）にて法定速度以下で走行中、見通しは悪いが横断歩道のある交差点（職員側には一時停止の標識は無い）において、左方向から交差点に走りこんできた児童と出会い頭に衝突し、相手方児童に怪我を負わせた。</p>		